

万曆十一年（一五八三）二月三十日給す

右の執照は通事蔡烜等に付し、此れに准ぜしむ

執照

注（一）蔡烜 一五六六—一五八七年。喜友名通事親雲上。久米村蔡

氏（儀間家）八世。のち都通事として渡明する（『家譜（二）』二五七頁）。

1-31-26

国王尚永の、進貢のため署大夫事都通事梁応等を遣わす執照

（一五八六、九、二二）

琉球国中山王尚（永）、進貢の事の為にす。

今、特に署大夫事都通事梁応等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄六千斤を装載して京に赴き進貢す。所^ト擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して未便なるを恐る。本府、除外に今、宙字三十号半印勅合執照を給して通事金士歴等に付し、収執して前去せしむ。沿海の処所の巡海の哨船の官軍は、印信執照に遇わば即便に放行し、阻滞し^ト難して公務を遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

署大夫事都通事一員 梁応 人伴六名

使者一員 馬加度 人伴五名

通事一員 陳富 人伴二名

存留在船使者一員 菊寿 人伴二名

存留在船通事一員 金士歴 人伴二名

管船火長・直庫二名 卑加寧 万志氣

梢水共に六十五名

当に貢すべきを除くの外、附搭の硫黄二千斤・馬二匹

万曆十四年（一五八六）九月二十一日給す

右の執照は通事金士歴に付し、此れに准ぜしむ

進貢の事の為にす 執照

注（一）刁難 妨害する、邪魔をする。

1-31-27

国王尚永の、進貢謝恩のため正議大夫鄭礼等を遣わす執照

（一五八七、三、五）

琉球国中山王尚（永）、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・通事等の官司の鄭礼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・生硫黄八千斤・金結束紅漆鞘金起沙魚皮靶腰刀二把・銀結束紅漆鞘沙魚皮

靶腰刀二把・鍍金銅結束黒漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘沙魚皮靶腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘袈刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘鎗一十把・細嫩白土夏布一十匹・細嫩蕉布一十匹・鍍金五色線穿鉄甲二領・頭盔全を装載し、京に赴き進貢し謝恩す。所^よ擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。今、宙字三十七号半印勘合執照を給して存留在船通事梁壁等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の沿海の処所及び巡海の哨船の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて公務を遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭礼

使者一員 鄒宝

都通事一員 蔡烜

存留在船使者二員 麻鏡美 沈浦

存留在船通事一員 梁壁

人伴二十四名

管船火長・直庫二名 程強進 毛喜

稍水共に八十四名

貢謝の方物を除く外、附搭の土夏布二百匹

右の執照は存留在船通事梁壁等に付し、此れに准ぜしむ

万曆十五年（一五八七）三月初五日給す
進貢謝恩等の
事の為にす 執照

注*「明実録」万曆十五年十月壬午の条に関連の記事がある。

1-31-28

國王尚永の、万曆十四年派遣の赴京の官員の消息をたずねると共に官生を接回するため使者馬達路等を遣わす執照

（一五八八、四、四）

琉球国中山王尚（永）、夷命を保全して以て遠望を慰むる事の為にす。

通事金仕歴の掲稟に拠るに、万曆十四年（一五八六）十一月内、命を奉じて前往し、方物を進貢す。俱に稟に照らして収むる外、例に照らして大夫・使者等の官の梁応等、起送して京に赴き、進貢するを蒙るを准く。通事金仕歴に於ては、摘発して先に回りに国に到る。其の余の人船は梁応の京より回到する日を待候して、一併に開洋し駕して帰□せんとするに、況に本船、限を違えて未だ還らず。料るに必ず船隻の年久しくして朽壞損傷し船の駕して帰る無きか、或いは開洋して行きて中海に至り風を被りて損失せるか、未だ真実を見ず。急ぎて都通事金仕歴を差^{つか}わし、海船一隻を督駕し、前來して朝貢の官員を接回し、兼ねて歴監の官生鄭週